

法令トピックス

平成 23 年 10 月号

【助成金】両立支援及び中小企業両立支援助成金が再編！

厚生労働省では、従業員が仕事と家庭を両立できるよう職場環境の整備に取り組む事業者のための助成金を再編しました。これまでの両立支援レベルアップ助成金のうち、育児・介護費用等補助コース及び職場風土改革コースは廃止されました。ただし、育児・介護費用等補助コースについては、経過措置で平成 23 年度のみ支給されます。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/111011-01.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ryouritsu01/02.html>

【税務】「平成 23 年分年末調整のしかた」について公表

年末調整は、給与の支払を受ける人の一人一人について、毎月(日)の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額(年税額)とを比べて、その過不足額を精算する手続です。この程、国税庁から平成 23 年分年末調整の仕方について公表されました。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/111011-02.pdf>

参照ホームページ[国税庁]

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/nencho2011/01.htm>

【税務】「平成 23 年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」が公表

平成 22 年度税制改正により、扶養控除の対象となる扶養親族の範囲が年齢 16 歳以上の扶養親族とされ、年齢 16 歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い源泉徴収票の様式が変更となっていますが、この程、国税庁から「平成 23 年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」が公表されました。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/111011-03.pdf>

参照ホームページ[国税庁]

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hotei/tebiki2011/index.htm>

※ 掲載記事に関してご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。

人といきる



千代田区飯田橋 1-8-10 キャスルウェルビル 3 階
あすか 社会保険労務士 法人
TEL03-3511-3524 FAX03-3511-3525
E-mail info@asuka-sr.or.jp
HP <http://www.asuka-sr.or.jp/>